



ご加入にあたって特にご注意いただきたい事項

■全従業員の加入が必要です■

この制度に加入するかしないかは事業主の任意ですが、**加入する場合には、全従業員を加入させるようにしなければなりません。**

なお、次のような人は加入させなくてもさしつかえありません。

1. 期間を定めて雇われている人
2. 季節的な仕事のために雇われている人
3. 試用期間中の人
4. 非常勤の人
5. パートタイマーのように労働時間の特に短い人
6. 休職中の人

■次の方はこの制度に加入できません。【所得税法施行令 第73条①三】■

1. 個人事業主本人
2. 個人事業主と生計を一にする親族（生計を別にする親族で従業員の場合は加入できます）
3. 法人企業の役員（使用人兼務役員の場合は加入できます）

■従業員の加入同意が必要です■

加入・増口手続きにあたっては従業員の「加入同意」が必要となります。所定の申込書へ従業員の方の同意印を押印いただけます。

■他の特定退職金共済制度との重複加入はできません■

他の特定退職金共済制度に既に加入されている場合は、この制度に重複して加入することはできません。（中小企業退職金共済制度との重複加入は認められています。）

■給付金は事業主にはお支払いしません■

この制度の給付金の受取人は、被共済者（加入従業員）です。

給付金、解約手当金、掛金として払込まれた金額（運用益を含む）は、懲戒解雇・行方不明等いかなる理由によっても事業主にはお支払い（返還）しません。

【所得税法施行令 第73条①四】

■給付金額は将来変更されることがあります■

パンフレットに記載の給付金額は特定退職金共済制度規約に基づく金額ですが、**経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。**

■給付金額が払込掛金の累計を下回る場合があります■

ご加入後一定の期間は、給付金額が払込掛金の累計を下回ります。（給付金額はパンフレットをご確認願います。）

お申込みいただいた掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約（※）の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。**また、予定利率については将来変更されることがあります。**

（※）掛金払込期間中に死亡された場合には、遺族年金特約により遺族一時金をお支払いします。遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、払込中の掛金1口についてパンフレットに記載の金額を加算した金額です。

■次の事項に該当する場合、契約を解除することがあります■

次の事項に該当する場合、共済契約者と締結した契約の全部または一部を解除することがあります。

- 共済契約者（加入事業所）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- 被共済者（加入事業所の従業員）が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- その他、特定退職金共済制度規約に定める解除事由に該当したとき

【掛金取扱金融機関】

みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行
福井銀行	滋賀銀行	京都銀行	但馬銀行
関西みらい銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	

上記の金融機関名は2024年3月現在のもので、社名変更などがあった場合は、新金融機関にてお取り扱いできます。

【委託保険会社および委託割合】

大同生命保険株式会社 (95.74%)	事務幹事会社
大樹生命保険株式会社 (1.43%)	第一生命保険株式会社 (0.36%)
住友生命保険相互会社 (1.39%)	アクサ生命保険株式会社 (0.24%)
富国生命保険相互会社 (0.76%)	ジブラルタ生命保険株式会社 (0.08%)

上記の委託保険会社に委託割合に応じた運用を委託しております。なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。（この委託会社および委託割合は2024年4月現在のもので）

【掛金収納事務委託会社】

日本システム収納株式会社

【個人情報に関するお知らせ】

京都商工会議所（以下「本会議所」という）は、当制度の運営において取得する個人情報（被共済者の氏名、性別、生年月日等および事業主の氏名、住所、口座情報等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用します。また、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。

委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、本会議所および他の委託保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、本会議所、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社へ提供されます。

この制度は、京都商工会議所が上記委託保険会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。この資料は、2024年3月時点の制度内容に基づき記載しており、将来、制度内容は変更することがあります。

お問い合わせ先

京都商工会議所 共済制度事務担当
 (特定退職金共済制度係)
 〒600-8565 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
 京都経済センター7階 Tel 075-341-9785

2024年度版

特定退職金共済制度

新企業年金保険

企業が将来必要な従業員の退職金を毎月計画的に積み立てる制度です。

福利厚生の充実で、安心して働ける、元気で明るい職場を築きましょう。



「賃金の支払の確保等に関する法律」には、労働契約・就業規則等で労働者に退職金を支払うことを明らかにしている事業主は、退職金支払のための保全措置を講ずるよう努めなければならないとされておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業主については、その義務づけが免除されます。

京都商工会議所



安心を築く保障内容、福利厚生に貢献。

この制度は京都商工会議所が地区（京都市）内事業所のご発展を願って実施する福祉事業の一つで、国の承認を得ております。福利厚生の充実を通じて、人材を確保し従業員の勤労意欲を高めて、事業の安定成長をはかることを目的とした制度で、次のような特色を備えております。



将来必要な退職金を毎月計画的に準備できます。

掛金は1口1,000円で、従業員1人について30口まで加入できます。

事業主が負担する掛金は、損金または必要経費に算入できます。

国の制度「中小企業退職金共済」との重複加入が認められています。但し、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。

経営事項審査(ケイシン)の加点点評価項目になります。「加入証明書」を発行いたします。

従業員の確保と定着を図り、事業経営の発展に役立ちます。

制度の内容

【掛金と加入口数】

月額掛金 1口 1,000円

掛金には1口あたり40円の制度運営事務費が含まれています。制度運営事務費を除いた残額(1口あたり960円)を保険料として運用します。

加入口数 従業員1人について1口から30口まで(70歳6ヶ月までの方は、30口を限度として加入口数を増やすことができます)。

掛金の負担 全額事業主負担です。掛金として払込まれた金額は、事業主に返還しません。

【給付金】

この制度の給付金は次の通りです。重複しては支払われません。

退職一時金 被共済者(加入従業員)が退職したときに加入期間に応じて支払われます。

退職一時金は、基本退職一時金と加算給付額との合計額になります。

〈基本退職一時金〉

掛金月額と加入期間に応じて、あらかじめ京都商工会議所特定退職金共済制度規約に定めた金額となります。

〈加算給付〉

毎年の運用実績に応じて、毎年7月1日に基本退職一時金に加算される金額です。

遺族一時金 被共済者(加入従業員)が死亡したときに支払われます。

遺族一時金は、死亡時の退職一時金の額に、掛金1口について10,000円を加算した金額です。

年金 加入期間が10年以上で被共済者(加入従業員)が退職し、年金の受給を希望したときに加入期間に応じて支払われます。年金は、退職時の退職一時金額を原資として計算した額を、年4回(3・6・9・12月)、3ヵ月分をとりまとめて10年間にわたって支払われます。但し、年金月額が20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。また、年金の受給中に死亡されたときは、その遺族に対して残余期間分の年金に代え、未支払年金の年金現価相当額を一時金として支払います。

【給付金の受取人】

この制度の給付金の受取人は、被共済者です。(税法上、事業主には如何なる場合にもお支払できません)

給付金は受取人名義の口座へ直接お支払いします。なお、本人(被共済者)が死亡したときは、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位によります。

【解約手当金】

途中で共済契約を解除された場合でも、解約手当金はその被共済者(加入従業員)にお支払いし、事業主にはお支払いしません。なお、解約の場合は加入事業所の被共済者(加入従業員)全員の同意が必要です。

◇参考◇ 給付金の税法上の取り扱い

〔退職一時金〕退職所得となります。但し、解約された場合の給付金は一時所得となります。(所得税法第31条、同施行令第72条・第76条・第183条)

〔遺族一時金〕死亡退職金とみなされ相続税の対象となります。但し、法定相続人数×500万円までは非課税です。(相続税法第3条・第12条、同法施行令第1条の3)

〔年金〕雑所得となります。但し、公的年金等控除の適用が受けられます。(所得税法第35条、同法施行令第82条の2)
※記載の税務取扱は2024年3月現在の税制に基づくものです。
今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。

(1)

■基本退職一時金、遺族一時金および年金月額表■

(掛金月額 1口1,000円について)(単位:円)

加入期間	掛金累計	基本退職一時金額	遺族一時金額	年金月額 (10年確定年金)
1年	12,000	11,380	約 21,380	—
2年	24,000	22,820	32,820	—
3年	36,000	34,340	44,340	—
4年	48,000	45,920	55,920	—
5年	60,000	57,580	67,580	—
6年	72,000	69,300	79,300	—
7年	84,000	81,090	91,090	—
8年	96,000	92,950	102,950	—
9年	108,000	104,890	114,890	—
10年	120,000	116,900	126,900	約 (1,010)
11年	132,000	128,970	138,970	(1,120)
12年	144,000	141,120	151,120	(1,220)
13年	156,000	153,350	163,350	(1,330)
14年	168,000	165,640	175,640	(1,430)
15年	180,000	178,010	188,010	(1,540)
16年	192,000	190,460	200,460	(1,650)
17年	204,000	202,970	212,970	(1,750)
18年	216,000	215,570	225,570	(1,860)
19年	228,000	228,240	238,240	(1,970)
20年	240,000	240,980	250,980	(2,080)

(注) 1. 年の途中で退職されたときの基本退職一時金額は、月単位で計算された額が支払われます。

2. 基本退職一時金は「京都商工会議所特定退職金共済制度規約」に基づく金額ですが、経済変動や委託保険会社および委託割合の変更等により将来変更されることがあります。

3. 遺族一時金および年金月額は基本退職一時金額を基準に計算しており、加算給付額は含まれておりません。

4. 最低年金月額(20,000円)に満たない場合は()表示しています。この場合、一時金でお支払いします。

【税法上の特色】

この制度は、所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済制度」として国の承認を得ています。事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金または必要経費に算入できます。また、従業員の給与所得にもなりません。

(法人税法施行令第135条、所得税法施行令第64条)

【過去勤務期間の通算】

事業所がこの制度に加入する前に、すでに同事業所に勤務していた従業員については、同事業所が新規加入事業所である場合に限り、当該従業員の勤務期間を制度加入後の期間と通算して加入することができます。くわしくは別途、「過去勤務期間通算の取扱い」をご参照下さい。

(2)

ご加入に際してのご案内

【加入できる事業所(事業主)】……共済契約者

京都商工会議所の地区(京都市(京北地域除く))内にある事業所(事業主)であれば、従業員を加入させることができます。

【加入するときは】

加入資格 京都商工会議所の地区(京都市(京北地域除く))内にある事業所(事業主)に雇用されている14歳7カ月から70歳6カ月までの方(増口部分も前述に準じます)。また、加入には従業員の「加入同意」が必要となります。

〈加入できない方〉(所得税法施行令第73条①三)

①個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族

②法人企業の役員(使用人兼務役員を除く)

任意包括加入 この制度に加入するか否かは事業所(事業主)の任意ですが、加入する場合は全従業員を加入させなければなりません。

〈加入させなくても差し支えない方〉

①期間を定めて雇用されている人 ②季節的な仕事のために雇用されている人

③試用期間中の入 ④非常勤の人 ⑤パートタイマーのような労働時間の特に短い人

⑥休職中の人

口数 口数は、不当差別とならないよう勤務年数や基準給与等の客観的な基準で決めて下さい。

【加入手続き】

事業所(事業主)が、対象となる従業員を被共済者として、所定の加入申込書により毎月20日までに京都商工会議所にお申込下さい。

【掛金の払込】

掛金は、取扱い金融機関(別記参照)の口座より毎月22日(休日の場合は翌営業日)に自動的に振替させていただきます。

(注意) ①加入後、口座振替ができなかった場合は翌月に2ヵ月分振替させていただきます。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、脱退としてお取扱いさせていただきます。なお、振替ができなかった月分は加入期間には含まれません。

②加入後、金融機関、口座などに変更があった場合には、速やかに京都商工会議所共済制度事務局または委託保険会社にご連絡の上、変更手続きを行ってください。

【効力発生日】

毎月20日までに申込みのあったもの……翌々月1日

毎月21日以降月末までにお申込みのあったもの……翌々々月1日

【被共済者証の発行】

被共済者(加入従業員)に対しては、「特定退職金共済制度被共済者証」を発行します。

【給付金の請求】

被共済者(加入従業員)の退職・死亡による一時金の給付、もしくは年金の給付を受けようとするときは、京都商工会議所共済制度事務局または委託保険会社にご連絡の上、「特定退職金共済制度脱退通知書兼退職一時金請求書」により請求手続きを行ってください。

【継続期間】

加入後、被共済者(加入従業員)が加入事業所に勤務される限り満75歳に達する日まで継続でき、満75歳に達した時点で脱退となります。

(3)